

扶養者異動届の添付書類について

同居確認のための書類

被保険者との同居が条件である被扶養者（直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹以外の人）のときは、同居の事実が確認できる書類が必要。

- ・被保険者世帯全員の住民票の写し
- ・民生委員等による同居の証明

生計維持関係確認（内縁関係）のための書類

生計維持関係等の確認が必要な場合においては、事実確認のための書類が必要。

- ・内縁関係にある両人の戸籍（抄）謄本、被保険者世帯全員の住民票の写し

※ 社会保険労務士が電子申請で提出する場合に限り、「住民票の写し」はスキャニングで電子ファイル化して添付することが出来る。

収入確認のための書類

所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっていない者の場合

ア【退職した者の場合】

退職証明書または雇用保険被保険者離職者票のコピー

イ【雇用保険の失業給付の受給者または修了者の場合】

雇用保険の受給資格者証のコピー

ウ【年金受給者】

現在の年金受取額のわかる年金額の改定通知書等のコピー

エ【自営業や農業、不動産収入等】

直近の確定申告書のコピー

社会保険労務士の場合、内容確認した旨を届書に明示（電子申請のときは提出代行者名欄にコピー確認済と表示）している場合アイウは省略できるとはされています。

社会保険労務士が提出代行する届書等における取扱い

1 添付書類の省略

社会保険労務士が届書の提出代行を行い、これに併せて所要の確認を行った場合には、社会保険労務士が国家資格を有し、社会保険各法における専門性を有する特殊性に鑑み、次により添付書類の添付を省略することができる。

(平成19年9月5日 庁保険発第0905001号)

(1) 対象となる届書及び省略可能な添付書類

社会保険労務士が届書の提出代行において、所要の確認を行い届書を提出する際、添付書類の省略の対象となる届書及び省略可能な添付書類は、次表のとおりである。

なお、対象の添付書類を省略し届書を提出する場合は、社会保険労務士が所要の確認を行った旨を当該届書に明示するものである。

対象となる届書	省略可能な添付書類
適用事業所所在地・名称変更届 (管轄内)、(管轄外))	個人事業所における公共料金の領収書のコピー等 ※名称変更の場合
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、資格喪失届	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が退職後再雇用される場合における以下の書類 ・「就業規則、退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる雇用契約書」又は「事業主の証明」等
健康保険被扶養者(異動)届	収入の証明の場合における以下の書類 ・退職証明書等のコピー ・雇用保険受給資格者証のコピー ・年金証書等のコピー
介護保険適用除外等該当・非該当届	外国人登録証明書及び雇用契約書のコピー

(2) 電子申請における取り扱い

電子申請における、上記(1)の社会保険労務士が所要の確認を行った旨の明示方法については、届書様式の提出代行者名記載欄に「コピー確認済」と表示するものである。

(3) 事務センターの届書の審査等において、確認が必要と認めるときは、省略対象とした添付書類の提出を求める。

2 電子申請における事業主の電子署名の省略

電子申請の利用促進並びに事業主及び社会保険労務士の事務負担の軽減を図る観点から、社会保険労務士が電子申請により届書等の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業所の提出代行者であることを証明することができるものを届書等の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができる。

(平成20年6月23日 庁保険発第0623001号、社業発第13号))

(1) 対象届書

(健康保険・厚生年金保険関係)	
新規適用届	任意適用申請書
任意適用取消申請書	適用事業所全喪届
事業所関係変更(訂正)届	適用事業所所在地名称変更(訂正)届
被保険者資格取得届	被保険者資格喪失届
被保険者報酬月額算定基礎届	被保険者報酬月額算定基礎届総括表
被保険者賞与支払届	被保険者賞与支払届総括表
被保険者報酬月額変更届	介護保険適用除外等該当・不該当届(健康保険)※
被保険者氏名変更(訂正)届	被保険者生年月日訂正届
被保険者住所変更届	被扶養者(異動)届※
年金手帳再交付申請書(厚生年金保険)※	高齢任意加入被保険者に係る事業主同意(同意撤回)届
(国民年金関係)	
国民年金第3号被保険者関係届※	
(船員保険・厚生年金保険関係)	
新規適用船舶所有者届	不適用船舶所有者届
船舶所有者氏名(名称)住所(所在地)変更届	被保険者資格取得届
被保険者資格喪失届	被保険者報酬月額変更(基準日)届
介護保険適用除外等該当・非該当届(船員保険)※	被保険者氏名変更訂正届
被保険者生年月日訂正届	被保険者資格記録訂正届
被保険者資格記録取消届	被保険者離職事由訂正届
被扶養者(異動)届	
(国際協定関係)	
日独社会保障協定厚生年金保険適用証明書交付申請書	日独社会保障協定厚生年金保険適用証明期間継続・延長申請書
日独社会保障協定厚生年金保険適用証明書再交付申請書	日独社会保障協定国民年金適用証明書交付申請書※
日独社会保障協定国民年金適用証明期間継続・延長申請書※	日独社会保障協定国民年金適用証明書再交付申請書※
日英社会保障協定厚生年金保険適用証明期間継続・延長申請書	日英社会保障協定厚生年金保険適用証明書再交付申請書
厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	日英社会保障協定国民年金適用証明期間継続・延長申請書※
日英社会保障協定国民年金適用証明書再交付申請書※	

※印は、被保険者の電子署名が必要。ただし、健康保険被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者関係届の場合は3.を参照のこと。

(2)「社会保険労務士が事業主の提出代行者であることを証明することができるもの」の具体例は別紙1、2のとおり。

(3)社会保険労務士は電子申請の際、届書等の提出と併せて、(2)の証明書を電子データとして添付する。このデータの形式はJPEG(拡張子:jpg)である。

3 電子申請における被保険者の電子署名の省略

被保険者が事業主を経由して行う届書について、被保険者本人の届出意志を確認する手段として、「委任状」(別紙3)を徴して、届書等のデータと併せて送信することにより、当該被保険者の電子署名に代えることができる。

(平成21年3月18日 庁保険発第0318001号)

(1) 対象届書

①「健康保険被扶養者(異動)届」

②「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)・資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」(国民年金第3号被保険者関係届という。)

(2) 事業主は、被保険者から(1)の対象届書が提出されたとき、その届出を電子申請により行う場合は、事業主を代理人とした委任状を被保険者から提出させる。また社会保険労務士が事業主の提出代行者である場合には、委任状に代理人のほか復代理人に当該社会保険労務士を選定のうえ提出させる。

(委任状の参考例：別紙3)

(3) 委任状を電子データとして添付する場合のデータ形式は、JPEG(拡張子：jpg)である

(4) 当該届書及び委任状の原本(紙届書)については、事業主又は社会保険労務士において届出後2年間(法定保険期限)保管する。

4 健康保険被扶養者(異動)届の添付書類「住民票の写し」の取扱について

社会保険労務士が提出代行する「健康保険被扶養者(異動)届」について、直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の方を被扶養者として提出する場合、その被扶養者が被保険者と同一世帯に属していることを証明する「住民票の写し」を電子申請で提出する場合に限り、スキャニングにより電子ファイル化し、電子申請を行う際に添付ファイルとして提出することができる。

(平成21年7月24日 庁保険発第0724001号)

(1) スキャニングによるデータ形式は、JPEG(拡張子：.jpg)である。

(2) 当該「住民票の写し」については、社会保険労務士において届出後2年間保管することとし、事務センター等は、必要に応じて事実確認を行う。